

相模原市立勤労者総合福祉センター指定管理者選考委員会の議事概要及び

選考の概要

<選考委員会の議事概要>

1 日時

令和5年9月11日(月) 午後1時30分～午後4時25分

2 会場

相模原市役所本庁舎 会議室棟1階 第1会議室

3 出席者

- (1) 相模原市立勤労者総合福祉センター指定管理者選考委員会委員 4名
- (2) 事務局（環境経済局 産業・雇用対策課） 4名

4 選考委員会の委員の構成

- (1) 厚生労働省職員（委員長） 1名
- (2) 大学教授 1名
- (3) 公認会計士 1名
- (4) 市職員 1名

5 公開の可否

相模原市立勤労者総合福祉センター指定管理者選考委員会設置要綱第9条により非公開とした。

6 議題

- (1) 申請団体提案説明及び質疑応答
- (2) 書類審査の結果報告
- (3) 申請団体の経営状況の確認
- (4) 採点
- (5) 結果発表
- (6) 候補団体の選考（意見交換を含む。）

7 議事概要

- (1) 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターによる提案説明及び同団体に対する質疑応答が行われた。

（主な質疑応答）

委員：提案された利用料金は現行と同一料金となっているが、条例改正に伴う利用料金の引上げは行わないのか。

申請団体：令和6年10月以降の利用料金については、市と協議した上で決めていきたいと考えている。収支予算については、現行の利用料金に基づき積算している。

委員：テレワーク、サテライトオフィスを提供する計画はあるか。

申請団体：各部屋にWi-Fi環境を整えており、既に提供している。また、当団体の福利厚生サービス加入者への会報でも案内している。

続いて、日本環境マネジメント株式会社による提案説明及び同社に対する質疑応答が行われた。

(主な質疑応答)

委員：事業目標として事業実施回数が120回としているが、実現可能であるのか。

申請団体：現状では1回限りの単発講座が多いように感じており、毎週など連続してシリーズ講座を実施していくことなどにより達成できると考えている。

委員：カラオケ機器の提案について、1時間あたり1,000円という料金設定では利用料金上限額を容易に超えてしまうのではないか。

申請団体：条例の利用料金上限額を超えないよう工夫し、料金設定を行っていく。

(2) 事務局から申請団体より提出された書類を審査した結果、募集要項に基づく資格要件を満たしている旨を報告した。

(3) 選考委員会委員（公認会計士）から、申請2団体の経営状況を確認した結果の報告が行われた。

(4) 各選考委員会委員が評価基準に基づき採点を行った。

(5) 事務局から各申請団体の合計得点を報告した。

(6) 選考委員会委員長から各選考委員に対して確認事項や評価の修正等について意見を伺い、採点結果について異論がないことを確認し、候補団体等を選考した。

※ 選考委員会は申請団体名をブラインド化しており、当日はA社、B社としていたが、議事概要では申請団体の名称を使用している。

<選考の概要>

1 選考結果

日本環境マネジメント株式会社を指定管理者候補団体とし、公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターを指定管理者次点候補団体とすることとした。

2 選考理由

(1) 評価基準に基づく各選考委員会委員の採点の結果、最低基準点を超え、かつ最も高い得点を得たこと。

(2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

(3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

3 評価基準・評価結果

指定管理者候補団体（日本環境マネジメント株式会社）及び次点候補団体（公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター）の評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

| 評価項目 | | 配点 | 候補団体 | 次点候補団体 |
|------------------------|---------------|-----|------|--------|
| 事業計画書に対する評価 | | | | |
| 内 訳 | 指定管理者の適正 | 20 | 18 | 17 |
| | 管理運営方針 | 40 | 30 | 28 |
| | 地域活性化 | 20 | 15 | 16 |
| | 事業計画（自主事業を除く） | 40 | 32 | 32 |
| | 自主事業 | 20 | 17 | 14 |
| | 利用者ニーズ | 20 | 16 | 14 |
| | 維持管理計画 | 40 | 26 | 34 |
| | 人員配置 | 20 | 12 | 16 |
| | 安全管理及び緊急時の対応 | 20 | 15 | 16 |
| | 適正な管理・経理 | 20 | 14 | 16 |
| | 小 計 | 260 | 195 | 203 |
| 収支計画・経費的効果に対する評価 | | | | |
| 内 訳 | 収支計画の妥当性 | 40 | 28 | 30 |
| | 指定管理料の削減 | 20 | 20 | 4 |
| | 利益の還元 | 20 | 20 | 20 |
| | 小 計 | 80 | 68 | 54 |
| 管理能力に対する評価(団体本体に対する評価) | | | | |
| 内 訳 | 団体の経営状況 | 20 | 17 | 17 |
| | 団体の管理能力 | 20 | 17 | 16 |
| | 労働環境の適正性 | 20 | 15 | 12 |
| | 小 計 | 60 | 49 | 45 |
| 合 計 | | 400 | 312 | 302 |

※ 合計得点における最低基準点は200点とした。